



MORIOKA
ROTARY CLUB WEEKLY

第3回例会(7月19日)
平成25年8月2日発行

クラブ事務所 岩手県盛岡市菜園1丁目10
川徳デパート内
例 会 場 同上 TEL(651)1111(代)
FAX(653)5622
例 会 日 毎週金曜日12時30分～

会 長 平井 滋
幹 事 平野 佳則
会 報 金子 眞也
クラブ直通電話 TEL(653)5682

Engage Rotary. Change Lives. "ロータリーを実践し みんなに豊かな人生を"…… Ron D. Burton

新入会員卓話

「相続・事業承継について」



藤田法律事務所 弁護士
藤田 治彦 君

1 相談を受けた場合の対応

まず弁護士業務として相続について相談を受けた場合の一般的な対応についてお話しします。相続開始後に相談を受ける場合が多いわけですが、まず最低限確認する内容は①誰が法定相続人か②遺言があるか無いか③遺産の内容、といった点です。

①については配偶者と子どもというような場合は簡単ですが、数次に渡る相続が発生しているような場合など戸籍を何十通とる必要があるような場合もざらにあります。

②遺言があるか無いかは非常に重要な点で、紛争になる事案は大概遺言がない事案、遺言がある場合は遺留分の問題を検討することになります。さらに特に自筆の場合には有効性の判断、先後関係の検討が必要になる場合もあります。

③遺産の内容については、内容によって扱いが異なり、例えば預貯金については死亡と同時に法定相続分により当然に分割される、不動産や株式の場合は共有になるといった違いがあります。生命保険の死亡保険金は民法上は遺産ではないが税法上は契約内容により相続税の対象となるという関係にあります。

2 対応例

次に具体的な問題対応例について事案をあげて説明します。以前私が扱った事案ですが、実

際の事案とは少し変えてあります。

〈事案〉

①被相続人は父親X、法定相続人は配偶者である母親Y、子二人（長男A、次男B）、YとBから遺産分割調停が申し立てられ、Aが依頼者という前提です。Xは個人事業主でAが後継者となっています。

②遺言は無し

③主な相続財産は不動産のみ、評価額合計6,000万円(居住用3,000万円、事業用3,000万円)です。

〈問題点〉

問題点の第1は遺産がほぼ不動産のみということであり、主な遺産が不動産であり現預金が少ない事案は分割が困難であり解決に困難を伴う場合が多いのが実情です。不動産の分割の方法としては、①現物分割、②価額分割、③共有、④代償分割の4つがあります。

①現物分割については原則的な分割方法になりますが、例えば自宅を双方が要求する場合などは合意に至ることが困難です。②価額分割については売ってお金で分けるということですが、簡単に売れない、また居宅など今後必要な物件はそもそも売却したら生活できないという問題があります。③共有にする方法もあり得ますが、紛争当事者が共有することは困難であり、将来的な処分に支障を来す場合もあり可能な限

り避けるべきです。④代償分割については遺産を取得する代わりにお金を払うということですが、そのための資金が必要となります。

本件の場合には④の代償分割により代償金数百万円の支払にて全遺産を取得したいというのが依頼者側の希望でした。

問題点の第2は後継者であるAの法定相続分が4分の1に過ぎないということです。戦前の民法の家督相続であればAが取得するわけですが、頭ではわかっているにもかかわらず自分が取得するのが当然という感覚が未だにあるところがあり、非常に不利な状態からのスタートであることを理解してもらうところから始めなければならぬ部分があります。

〈対応〉

いずれ4分の1では全く話にならないため、この相続割合を上げる必要があるのですが、そのための理屈としては①特別受益、②寄与分があります。

本件の場合には、①特別受益としてBは大学進学のための学費などで生前に1,000万円贈与を受けていた、②寄与分として、Aは高校卒業から家業に従事しXの財産の維持増加に貢献しており、遺産の5割が寄与分として認められるべき、という主張をしました。

一般に特別受益についてはお金が動いていることが明らかであれば認められやすい、寄与分については金銭換算できることが必要なため、例えば家業に従事している場合は無報酬で働いたような場合でないと認められづらい、という面があります。

仮に本件で特別受益と寄与分を同時適用の場合の計算は以下の通りです。

$$6,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} - 3,000 \text{ 万円} =$$

$$4,000 \text{ 万円がみなし相続財産}$$

$$Y \quad 4,000 \text{ 万円} \times 1/2 = 2,000 \text{ 万円}$$

$$A \quad 4,000 \text{ 万円} \times 1/2 \times 1/2 + 3,000 \text{ 万円} =$$

$$4,000 \text{ 万円}$$

$$B \quad 4,000 \text{ 万円} \times 1/2 \times 1/2 - 1,000 \text{ 万円} =$$

$$0 \text{ 円}$$

仮に主張が最大限認められたとしてもなお計算上は2,000万円は代償金が発生する、という

こととなります。

遺産分割調停では合意にならない場合、審判という裁判官が判断する手続になり、調停不調で審判になる場合、現物分割が原則のため、自宅がY、事業用不動産がAという分割になる可能性が高かったわけです。結果的にどういう解決になったかということ、審判になる直前の時点でYが家だけもらっても生活できずやはり現金がいいと言いつつ出したため想定内の代償金で合意に至りました。

3 事前対策

本件は事前の対策が何も取られていなかったために解決に時間と労力を要したわけですが、仮に事前に相談を受けていれば、①遺言作成、もしくは②贈与税の手当をした上で生前贈与の活用により財産の移転を図ることが考えられます。

①遺言作成については、方法として大きくは2つ、自筆証書遺言と公正証書遺言、一般には公正証書によるべき、専門家が関与した公正証書の方が後の手続が簡便かつ確実であり後日紛争が生じる可能性が少ない、というあたりはご承知かと存じます。

実際の作成は公証人がすることになりますが、弁護士業務として依頼される場合は戸籍や不動産の関連書類などをそろえた上で公証人と打ち合わせ、内容を確認の上で作成当日にご本人に公証人役場に来ってもらうことになります。証人2名が必要ですが弁護士が関与する場合証人の内一人になるのが一般的で、遺言執行者として弁護士が指定される場合もあります。

②生前贈与の活用については贈与税の検討が必要ですが相続時精算課税制度による2,500万円までの控除を活用すること等が考えられます。

先ほどの事例で全財産を長男に相続させる、という遺言の場合、遺留分対策が必要となるため遺留分侵害しないということが望ましいのですが、生命保険の活用などで遺留分相当額を残す、といった対応が考えられます。

4 事業承継について～株式会社の場合

次に事業承継について少しだけ触れますが、事業のDNAともいわれる人的知的資産の承継が大前提なのですが、法律家としての観点からは経営権、財産権をいかに承継するかということになります。個人事業主の場合でも広い意味では事業承継の問題なわけですが、一般には株式の承継として語られる場合が多いかと思えます。法人の場合は通常は株式＝経営権そのものであること、目に見える資産でなく換金性もないのに評価してみると高額な課税がされる、というのが株式の特殊性ということになります。

先ほどの事例では事業について実際には株式会社化しており実際には最初から長男が全株式を所有していたため株式の問題は生じなかったのですが、仮に発行済株式総数100株のうち被相続人が60株、長男が40株を有していたとします。

安定した経営を行うためには後継者に経営権すなわち株式を集中させることが大原則であり、会社法上はできれば定款変更等ができる3分の2以上、最低でも過半数は確保している必要があります。先ほどの状態で被相続人の60株については、相続によって妻に30株、子どもが15株ずつに分割され過半数は確保できるように誤解されがちですが、株式は厄介なことに1株ごとに相続割合で共有の状態になる、共有の株式については過半数で意思決定することになるため、このままの状態では極端な話後継者が取締役解任される可能性も理屈上は無いわけではないわけです。そのような意味でも対策が必要ということになります。また、法人化していても事業用資産が個人所有であることはよくみられるところですので、事業用財産をどう承継するかという問題もあります。

親族に承継させる場合の対策については通常の相続問題と同様に遺言、生前贈与の活用が基本ですが、会社法に基づく種類株式の活用、売渡請求の適用等の対応が考えられます。

また、株式の相続の対策については中小企業経営承継円滑化法により遺留分に関する民法の特例、自社株に関する納税猶予制度が設けられ

ています。

5 事業承継の類型

ここまで親族への承継を前提に話してきましたが、事業承継の類型には、①親族内承継の他、②親族外承継（MBO、EBO）、つまり親族ではない役員や従業員への承継、③M&A、全く第三者に経営を承継させる、というものがあり、近年はいわゆる後継者不足問題によって②や③の類型が増加している傾向にあります。

①親族内承継の場合はいかに税金を安くするか、つまりいかに株価を下げるか、という論点で語られることとなりますが、M&Aの場合はいかに企業価値を高く評価してもらうか、というやや相反する面があります。親族に承継するつもりで株価を下げてきた結果承継しないということになると安く第三者に売らなければならないという事態も生じ得ることになり、初期の時点で株式価値をどう考えるかがポイントとなります。

M&A対応については現状では金融機関や専門会社が主導して行う場合が多いかと思えますが、いくつか方法はありますが株式譲渡が一番オーソドックスです。要は企業価値をどう高く評価してもらうかという問題なわけで、締結されているべき契約書が締結されている、労務管理が適正に行われている、株式に関する発行譲渡等の手続が適法になされている、いわゆるコンプライアンス遵守がなされているかどうかという点も企業価値の評価に影響する部分であり、日頃から専門家によるリーガルチェックがなされているという点の重要性はそのような場面でもあろうかと思えます。

非常に駆け足での話となり、わかりづらいところもあったかと思いますが、ご参考にしていただければ幸いです。